

令和5年2月吉日

会員各位

小児・障がい福祉事業部から会員の皆様へ

職能局長 熊谷泰臣

副局長 宮寄友和

小児・障がい福祉事業部長 鵜飼宏和

平素より、愛知県理学療法士会の活動にご理解、ご支援いただき、誠にありがとうございます。

小児・障がい福祉事業部では障害福祉サービスに関連する法律、制度、報酬改定や研修会等の情報をお伝えしたいと考えています。

また、皆様からのご意見やご相談をお聞きし、情報交換ができる場として、当部を活用していきたいと思っています。

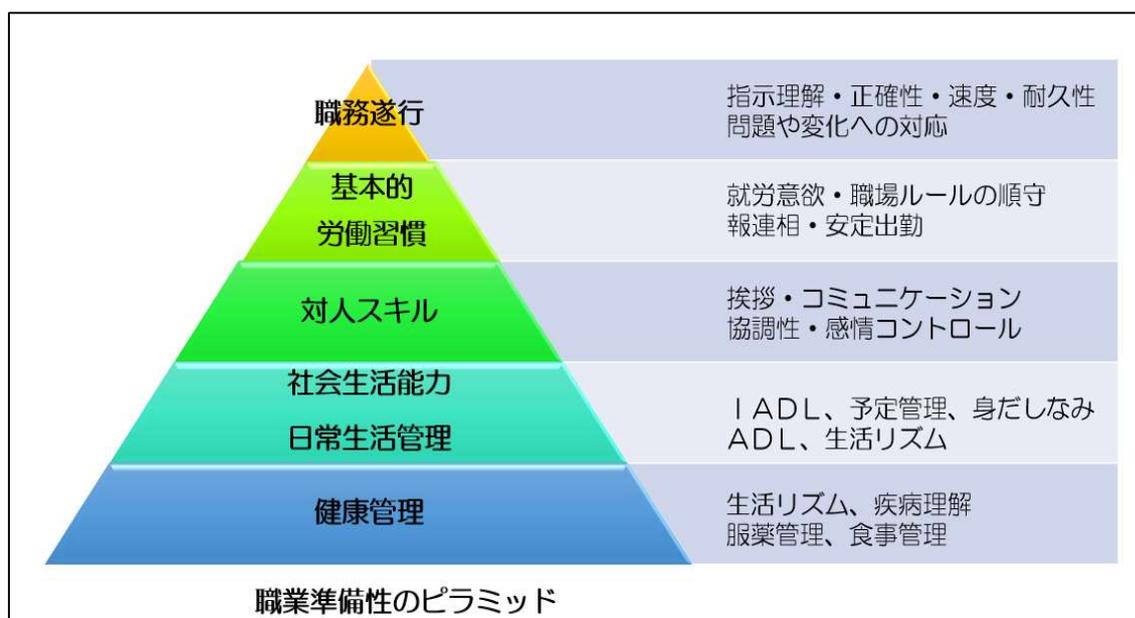
今回は昨年12月に開催した研修会「脳卒中片麻痺患者の就労支援における理学療法」からトピックスを抜粋して共有致します。皆さまの知識の1つとして、ご活用頂けましたら幸いです。

今後とも、よろしくお願いいたします。

【職業準備性ピラミッドの紹介】

脳卒中片麻痺者のリハビリを行っている、「復職を目指すのにどのようなステップを踏めば良いだろうか?」、「復職には何が足りないのかな?」と悩むことはありませんか?

そこで今回は、安定した職業生活を継続するうえで必要とされる個人側の要件である「職業準備性のピラミッド」や「就労に関するリハビリテーション情報」を紹介します。



(12月4日開催「就労支援における理学療法」研修資料より)

職業準備性のピラミッドは、人が働き続けるのに必要不可欠な「健康管理」、「社会生活能力・日常生活管理」、「対人スキル」、「基本的労働習慣」、「職務遂行」という5つの要素を下から重要な順番で示したものです。これらは、職種の違いや障害の有無に関係なく、人が働き続けるために必要不可欠な基礎的能力と言われています。就労に際し、自分に何が足りていて、何が不足しているのかを把握するための指標になります。

復職できる、できないを考える時、一番上位の職務遂行が可能かどうか?という能力に気を取られがちになりますが、前提として下位にある基礎的な能力が行えていないといけません。そのため、急性期・回復期・生活期の理学療法で、先を見据えたリハビリテーションを提供し、能力を積み上げていく必要があります。

【障害福祉におけるリハビリテーション】

障害福祉領域における自立訓練は、標準利用期間が1年間6ヶ月で、回復期リハビリ終了後に積み残した課題、すなわち地域生活を営む上で必要な「社会生活能力・日常生活管理」を中心にリハビリテーションが提供されます。これら基礎的な能力が獲得された後に「対人スキル」、「基本労働習慣」、「職務遂行」の獲得について就労移行支援を中心とした訓練に進みます。急性期・回復期病院における「健康管理」や「社会生活能力・日常生活管理」へのアプローチもその先の就労を検討するうえで大切な土台

となります。

【就労に関するリハビリテーション情報】

・令和4年度版 就業支援ハンドブック

<https://www.jeed.go.jp/disability////data/handbook/handbook.html>

障害者の就業支援に取り組む方の入門書として、就業支援の基礎的な知識や支援の流れ、についてわかり易くとりまとめたハンドブックが閲覧できます。今回紹介した職業準備性のピラミッドについて解説が掲載されています。

・脳卒中の治療と仕事の両立お役立ちノート

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750637.pdf>

産業医科大学が作成した「脳卒中」と診断された方の手助けとなるハンドブックです。患者さんが脳卒中発症後からの経過に沿って、誰にどのような内容を相談したらよいかなど、より良い社会生活を行うためのヒントが書かれています。

【終わりに】

昨年の12月に開催した研修「就労支援における理学療法」で紹介した内容を中心に情報提供を行いました。医療・福祉が上手く連携できるように、小児・障がい福祉事業部として今後も活動していきたいと思えます。「こんな話がきいてみたい」、「こんな事を取り上げてほしい」等ございましたら、下記、問い合わせ先までご連絡下さい。

文責：名古屋市総合リハビリテーションセンター
石黒正樹

【問い合わせ先】

愛知県理学療法士会事務局 TEL：052-972-6295 E-mail：office@aichi-pt.jp

担当：鶴飼

※メールでのお問い合わせの際は、件名に「小児・障がい福祉事業部宛」と記載下さい。